

中小企業の ひろば

巻頭特集

働き方改革って 何だっけ？

最近あちこちで耳にする「働き方改革」。
「何をしたらよいか」「どんな取組があるのか」
をご紹介します。

2018年10月/No.155



目次

P4:働き方改革関連法が成立しました 鹿児島県働き方改革推進支援センター **P5:**ワーク・ライフ・バランス推進のための無料アドバイザー派遣 鹿児島県よるず支援拠点(中小企業・小規模事業者のための経営相談所) 中小企業UIJターン人材確保支援金 **P6:**ものづくり職人人材マッチング事業 プロフェッショナル人材戦略拠点 製造業アドバイザー派遣制度 **P7:**派遣先の皆様へ **P8:**ソーホーかごしま「創業準備ブース」利用者募集 「創業スキル養成講座(実践編)」受講者募集 企業立地促進補助金 **P9:**鹿児島市中小企業融資制度 環境性能の高いトラックに切り替えませんか ご存知ですか?固定資産税の特例措置 **P10:**生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の申請 中小企業のBCP策定やBCM構築への支援 **P11:**リワーク支援をご存知ですか? 「健康づくりパートナー」募集! **P12:**かごしま市しごと情報ナビ 中小企業倒産防止共済制度 経営セーフティ共済 中小企業退職金共済制度

「働き方改革」って何だっけ？

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。「働き方改革」は働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。企業は今後、従業員の心身の健康確保、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)などの実現のために、従業員の雇用管理を見直す「働き方改革」への取り組みが求められます。

何から始めたらいいの？

働き方改革を進めるためには「生産性・業務効率向上」が重要です。生産性・業務効率向上のためには業務内容や役割分担の見直し、新しいシステムや制度等を導入する必要がある場合もあります。

何を相談したらいいの？

労働局の委託を受け、今年4月に鹿児島県社労士会内に設置された「鹿児島県働き方改革推進支援センター」。働き方改革の実現に向け、中小企業・小規模事業者等を中心に総合的なアドバイスを行っています。例えば「36協定について詳しく知りたい」「人手不足に対応するために何をすればよいか教えてほしい」「助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない」等、働き方改革全般について相談することができます。実際の相談事例もいくつかご紹介します。

Q. 働き方改革をどうしたらいいですか？



A. 働き方改革実現のためには、それぞれの企業に合った取り組みを行わなければなりません。ぜひ現状をお聞かせ下さい。センターでは事業所へのアドバイザー派遣によりじっくりとお話を聴くことも可能ですので、是非ご活用ください。

Q. 労働環境を改善するために、正規雇用と非正規雇用のスタッフの特別休暇取得の待遇差をなくしたい。どんな方法がありますか？



A. 原則として同じ休暇を与えることが求められます。限定的に勤務日数や労働時間に応じた取扱いも考えられますので、正規雇用と非正規雇用それぞれの就業規則を作成して明確にすることも必要でしょう。

Q. 女性の就業率が低い。女性や高齢者が活躍できる職場づくりのために何をすべきでしょうか？



A. 女性や高齢者が働きやすい職場づくりのためには、その方々の就業形態や給与体系を含めて改善する必要があります。原資等の経営課題については、更に詳しく相談できる機関をご紹介します。

また所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保など「労働環境や待遇の見直し」も大切です。

「働き方改革」を進め、「今いる人が辞めない職場」「求職者が働きたいと感じる魅力ある職場」とすることで「人材確保」にも繋がります。

しかし、働き方改革に対し「何から進めればいいのかわからない」「そもそも働き方改革がわからない」といった声も少なくありません。今回は、鹿児島労働局が県内の働き方改革の実現に向け開設した「鹿児島県働き方改革推進支援センター」に寄せられた相談内容や、より良い職場づくりに取り組んでいる企業を紹介します。



資料出所:毎月勤労統計調査



資料出所:労働行政のあらまし (平成30年度鹿児島労働局行政運営方針)

鹿児島県働き方改革推進支援センターには、企業の課題を整理しアドバイスしてくれる専門家である社会保険労務士が常駐しています。「働き方改革ってなに？」そう思ったら気軽に相談してみたいはいかがでしょうか。

現場サポート (鹿児島市 情報通信業 社員数42名)

代表取締役 福留 氏

(取組みをはじめたきっかけを教えてください)

2010年頃社員の退職が増えた時期があり、その時に職場環境を変える必要性を感じました。「社員は単なる労働者ではなく仲間である」という方針のもと社員の声を取り入れながら様々な改善を行うことで、結果的に生産性向上が実現できています。



(取組みの内容について教えてください)

社員は年1回連続5日間の「リフレッシュ休暇」の取得を義務づけています。この取組みによって社員のリフレッシュだけでなく、業務の属人化を無くすことにも繋がっています。業務を円滑に引き継ぎ進行させるために、普段から社内のコミュニケーションも大事にしています。そのため誰かが休んでも業務が滞ることなく、

安心して休暇を取得できます。また、より業務の生産性を上げるために「整理整頓」を徹底しています。デスクに書類等が散乱していると、物を探す等の無駄な手間が発生します。それは業務内容にも言えることで、不必要と判断した業務はなくしていく。



「整理整頓」は導入しやすい「働き方改革」の手段のひとつだと思います。

(今後はどのような取組みを行いたいと考えますか)

会社のためというよりも、社員のために何が出来るかという想いがあります。また「働き方改革」についても、時代や環境の変化として捉え、会社も変化させていかなければならないと考えています。今後も社員自身の成長に繋がるような様々なチャレンジを、会社としても行っていきたいです。

本坊酒造株式会社 (鹿児島市 製造業 従業員数200名)

管理本部 副本部長 恒岡 氏

(取組みをはじめたきっかけを教えてください)

「従業員が安心して働ける職場環境づくり」が会社の役割だという想いのもと、6年ほど前から社員全員が働きやすい環境づくりをはじめました。また時代の変化に伴い、従業員に長く勤めてもらうために、年休取得率や業務の質を上げたいという狙いもありました。

(取組みの内容について教えてください)

所定外労働時間の削減のために毎週水曜日をノー残業デーにしました。また生後満1年に達しない子供の育児や介護を行っている従業員は1日2回各々30分の



時間休を取得できる短時間勤務を導入しました。この制度の導入により、従業員の働きやすさだけでなく、各部署内での協力体制が整ったという副産物もありました。従業員の働きやすい職場環境が整い個々の能力が十分に発揮され

ることで、会社全体の利益へと繋がると考えます。



(今後はどのような取組みを行いたいと考えますか)

従業員の平均年齢が43歳、世の中的にも労働人口も減ってきているので、シニア世代の働く意欲をアップできるような取組みをしていきたいです。シニア世代がやりがいを感じながら、次の世代へ業務や仕事への思いを上手く引き継げるような橋渡しができればと思います。

新しい制度を取り入れても、すぐに結果が出るわけではありません。ですが「従業員が安心して働ける職場環境づくり」のために続けていくことが大事だと思うので、今後もこうした取組みを続けていきたいです。

働き方改革関連法が成立しました

働き過ぎを防止し健康で働き続けること、それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択すること、非正規雇用など雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保することなどを実現するための働き方改革関連法が、6月29日に成立し、7月6日に公布されました。

健康で働き続けるために

時間外労働の上限規制の創設

月45時間、年360時間を基本とし、年720時間以内、単月100時間未満(休日労働含む)など

大企業 2019年4月1日施行

中小企業 2020年4月1日施行

中小企業への月60時間超の時間外労働の割増賃金率50%適用

2023年4月1日施行

年5日の年次有給休暇の付与義務

2019年4月1日施行

鹿児島労働局労働基準部監督課(099-223-8277)

公正な待遇を確保するために

不合理な待遇差の解消

短時間・有期雇用労働者・派遣労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇禁止

待遇に関する説明義務の強化

短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者と正規雇用労働者との待遇差の内容・理由などの説明を義務化

2020年4月1日施行

(労働契約法、パート法の中小企業への適用は2021年4月1日)

鹿児島労働局雇用環境・均等室 (099-223-8239)
派遣労働者に関することは職業安定部需給調整事業室 (099-803-7111)

改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

鹿児島県働き方改革推進支援センター

鹿児島労働局委託事業

受託先：鹿児島県社会保険労務士会

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話やメール、来所により相談を受付

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電話 **099-257-4823**

メール hatarakikata@sr-kagoshima.jp

住所 鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2F

受付 午前9時～午後5時(土・日・祝日等を除く)

ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

出張相談会・セミナーも開催していきますので活用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます。

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。どうぞお気軽にご相談ください。

36協定について
詳しく知りたい

非正規の方の
待遇をよくしたい

賃金引上げに
活用できる
国の支援制度を
知りたい

人手不足に
対応するため、
どのように
したらよいか
教えてほしい

助成金を
利用したいが、
利用できる
助成金が
分らない

ワーク・ライフ・バランス推進のための無料アドバイザー派遣

無 料

あなたの事業所の働きやすい環境づくりを応援します！

「働き方を見直し、若い人に魅力ある職場にしたい」「従業員が長く働き続けられる職場にしたい」など、ワーク・ライフ・バランスの推進に意欲のある事業所にアドバイザーを派遣しますので、お気軽にご利用ください！

対 象	・ 職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進したい事業所 ・ 現在の取組を見直したい事業所 など(先着順)
アドバイザー	社会保険労務士など
内 容	【回数等】1事業所あたり3回まで。 1回あたり2時間程度。 【具体的な相談例】 ① ワーク・ライフ・バランスといっても、具体的に何から始めたら良いの？ ② 就業規則の見直しや社内研修などを実施したい。 ③ すでに様々な取組をしているけど、実際に従業員がどのように感じているか知りたい。
申込方法	所定の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、下記お問い合わせ先までご提出ください。 ※申込用紙は、市ホームページからダウンロードいただけます。

お問い合わせ

市雇用推進課 ☎ 099-216-1325

鹿児島市 ワーク・ライフ・バランス

検 索

鹿児島県よろず支援拠点(中小企業・小規模事業者のための経営相談所)

無 料

売上拡大や経営改善等の課題解決を支援します！

「よろず支援拠点」では、販路開拓や店舗ディスプレイ、デザインなどの各専門分野のコーディネーターが、中小企業・小規模事業者の経営のご相談に応じています。相談は何度でも無料で、成果が出るまでサポートいたします。

また、「人手不足対応広域アドバイザー」を配置し、労務管理、業務見直し等による生産性向上、職場環境の改善などにより、人手不足を解消する相談にも応じております。まずはお気軽にお電話ください。

相談受付	日 時	場 所
平 日	8:30▶17:00	鹿児島市名山町9番1号 県産業会館1階
夜間相談会 (毎週水曜)	17:00▶20:00	よろず支援拠点

お問い合わせ

鹿児島県よろず支援拠点
((公財)かごしま産業支援センター) ☎ 099-219-3740

＼ご相談ください！／

鹿児島県よろず支援拠点
コーディネーター
(人手不足対応広域アドバイザー)
向江 隆行



鹿児島市中小企業UIJターン人材確保支援金

あなたの会社・事業所の人材確保を応援します！

市では、中小企業のUIJターンによる人材の確保を支援するため、県外で開催される合同企業説明会等に参加する中小企業者等に対して、参加負担金や旅費の一部を助成します。

対 象 者	雇用保険の適用事業所であり、納期の到来している市税を完納している、市内に主たる事業所を有する市内の中小企業者等(個人事業主や社会福祉法人、事業協同組合等を含む)
補助対象内容	参加負担金、旅費等の合同企業説明会参加に係る経費
補 助 率	1/2(同一の中小企業者等に対し、同一年度につき10万円を上限)
申 請 方 法	申請は随時受付、所定の申請書に必要書類を添付し下記お問い合わせ先まで提出。 ※申請書は、市ホームページからダウンロードいただけます。

お問い合わせ

市雇用推進課 ☎ 099-216-1325



鹿児島市 UIJターン人材確保支援金

検 索

ものづくり職人人材マッチング事業

若い力を仕事に生かしませんか!

ものづくりに興味のある若年者に職業見学等の場を提供することにより、担い手の掘り起しを行い、ものづくり分野での就業・起業につなげることを目的としている事業です。ぜひ、お問い合わせください!



プロフェッショナル人材戦略拠点

企業のチャレンジを担える人材とのマッチングをお手伝いします

拠点では、地元の金融機関と連携して、プロ人材の採用ニーズのある企業の掘り起こしを日々行っています。高い成長力を持つ企業や新たな経営戦略・プロジェクトなどに取り組もうとしている県内企業とプロ人材の皆さまとのマッチングをサポートします。

平成28年1月の拠点開設以来、500件を超える企業訪問や相談対応を行い、41件(人)のプロフェッショナル人材の採用成約が実現しました。会社の経営課題解決に向けて、専門知識や経験等を持ったプロフェッショナル人材の採用を検討している企業の皆さまのご相談をスタッフが電話や訪問によりお受けいたします。



製造業アドバイザー派遣制度

市では、製造業者及び製造業グループを対象に、経営の改善、新商品の開発やデザイン考案、ホームページの作成などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣しています。どうぞお気軽にご利用いただき、企業の発展にお役立てください。

- 対象 市内の製造業者及び製造業グループ **費用無料**
- 指導回数 1企業につき年3回まで(1回の時間は3時間以内)※グループは年1回まで
- 指導方法 アドバイザーが企業を訪問して、アドバイスします。《企業の秘密は固く守ります。》

- ホームページを立ち上げて、ネット販売を開始
- 商品のパッケージデザインを作成
- 魅力的な商品展示を行いたい
- 商談会に出展したいが準備はどのようにしたらよいか等



お問い合わせ
市産業支援課 ものづくり係 ☎ 099-216-1323

派遣先の皆様へ

平成27年の労働者派遣法の改正から、平成30年9月30日で3年が経過します。施行後3年を迎えるに当たり、労働者派遣の受入れが適正に行われるよう確認が必要です。(厚生労働省HPで詳細資料のダウンロードが可能)

労働者派遣法 平成27年改正

検索

事業所単位

有期雇用

〇〇〇支店で派遣で働く方を
受け入れるのは原則3年
【事業所単位】

過半数労働組合等へ意見聴取手
続を行うと、〇〇〇支店におい
て、3年を超えて派遣労働者を受
け入れることが可能となる

常用代替防止

派遣の受入開始
〇〇〇支店



3年経過後
延長可能



人を替えれば同じ事業所でも
派遣の受入れが可能になるが、
事前の意見聴取の手続が必要

※ただし、無期雇用派遣や60歳以上の場合
などは、期間制限の対象外となります。

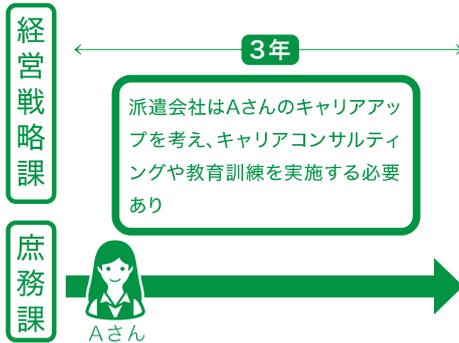
過半数労働組合がない場合、〇〇〇支店の労働者の
過半数を代表する者を選出する必要があります。

個人単位

意見聴取を行った〇〇〇支店において、3年を超えて派遣で働く方を受け入れることができる場合

固定化防止

派遣の受入開始
〇〇〇支店



3年経過後



Aさんは経営戦略課で働くこと
でキャリアアップ!

但し派遣先がA
さんを指名する
ことはできない



Aさんは庶務課(同じ
組織単位)で3年を超
えて働くことはできない

Bさんは同じ課で働くことが
可能



「事業所」「組織単位」の定義

「事業所」とは→雇用保険適用事業所と基本的には同一

- ・工場、事務所、店舗等、場所的に独立していること
- ・経営の単位として人事・経理・指導監督・働き方等がある程度独立していること
- ・施設として一定期間継続するものであること

「組織単位」とは→いわゆる「課」や「グループ」など

- ・業務としての類似性、関連性があるもの
- ・組織の長が業務配分、労務管理上の指揮監督権限を有するもの

労働契約申込みみなし制度

平成27年10月1日以降、派遣先が次に掲げる違法な労働者派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされる。

- ① 労働者派遣の禁止業務に従事させた場合
- ② 無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ③ 期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合
- ④ 労働者派遣法等の規定の適用を免れる目的で行われるいわゆる偽装請負の場合

雇用安定措置への対応

派遣元から、同一の業務に1年以上継続して従事する派遣労働者の直接雇用の依頼を受けた場合であって、その派遣終了後に引き続き同一の業務に従事させるために労働者を雇用する場合には、受け入れていた派遣労働者を雇用するよう努めなければなりません。また、このような場合以外でも、雇用安定措置として、直接雇用の依頼を受けた場合は、派遣労働者の能力評価を踏まえ、直接雇用に向けて真摯な検討をお願いします。

ソーホーかごしま「創業準備ブース」利用者募集

事業計画の作成や会社設立の手續など、創業を準備している方々のための個別ブースについて、利用者を集めています。個別ブースには、専用デスク・ロッカー等を完備し、インターネット回線も使用できます。

専門知識を有するインキュベーション・マネージャーが常駐していますので、創業に関する相談を気軽にできます。

対象 ITを活用して新たに創業しようとする者
場所 易居町1番2号(市役所みなと大通り別館6階)
募集数 8ブース(随時募集、簡単な書類審査を行います)
料金 月額使用料(1万円)

申込み

市インキュベーション・マネージャー(im2-y@sp-kagoshima.com)へお申込みください。※ソーホーかごしまホームページに詳細な情報や申込み書式を掲載しています。

<http://www.soho-kagoshima.com>

お問い合わせ

市産業創出課 TEL **099-216-1319** FAX **099-216-1303**

「創業スキル養成講座(実践編)」受講者募集

具体的な創業を実現するためのスキル向上を目指します。

事業プランをお持ちで、1年以内に市内(鹿児島市・いちき串木野市・日置市・始良市)で創業予定であり、本講座をすべて受講可能な方

全5回シリーズで実施します。

①11/7(水) 18:30 - 20:30

②11/14(水) 18:30 - 20:30

③11/21(水) 18:30 - 20:30

④11/28(水) 18:30 - 20:30

⑤12/5(水) 18:30 - 20:30

講師 税理士、金融機関職員等
場所 市役所みなと大通り別館6階
受講料 無料
定員 15名

支援措置 一定の要件を満たす場合、「創業支援事業計画」に基づき、「株式会社設立に係る登録免許税の軽減」及び県信用保証協会による「信用保証枠の拡大」等の支援措置が受けられます。

申込み・お問い合わせ

Eメールで、住所、氏名、事業所名(学校名)、電話番号、受講理由を10月25日(木)までに市インキュベーション・マネージャー(im2-y@sp-kagoshima.com)へ

市産業創出課 **099-216-1319**

増設、新設をご検討の皆様、ぜひご活用を! 鹿児島市企業立地促進補助金

市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業に対して、補助金を交付いたします。補助金制度の概要▶▶▶▶詳しくはお問い合わせください。

対象業種等	要件	補助限度額
1 製造業	新規雇用者が 11人以上	6,000万円
	新規雇用者が 30人以上 で設備投資が 10億円以上	6億円
2 情報通信関係 デザイン・コンテンツ業	新規雇用者が 6人以上 (デザイン・コンテンツ業は3人以上)	6,000万円
	新規雇用者が 30人以上 で設備投資が 10億円以上	3億円
3 コールセンター 事務処理センター	新規雇用者が 30人以上 (中心市街地に立地する場合は11人以上)	3億円
4 本社機能 (企業の調査・企画・管理等の部門、研究所、研修所など)	新規雇用者が 10人以上 (中小企業は5人以上)	3億円

お問い合わせ

1~4の共通要項

事業用の新たな用地等を取得または賃借した後3年以内に操業を開始すること
 市との立地協定を締結し協定に定める事項を履行すること

市産業創出課 ☎ **099-216-1314**

新規雇用者の人数要件はかごしま連携中枢都市圏構成市(鹿児島市、いちき串木野市、日置市、始良市)の市民が対象(ただし、過半数は鹿児島市民であること)

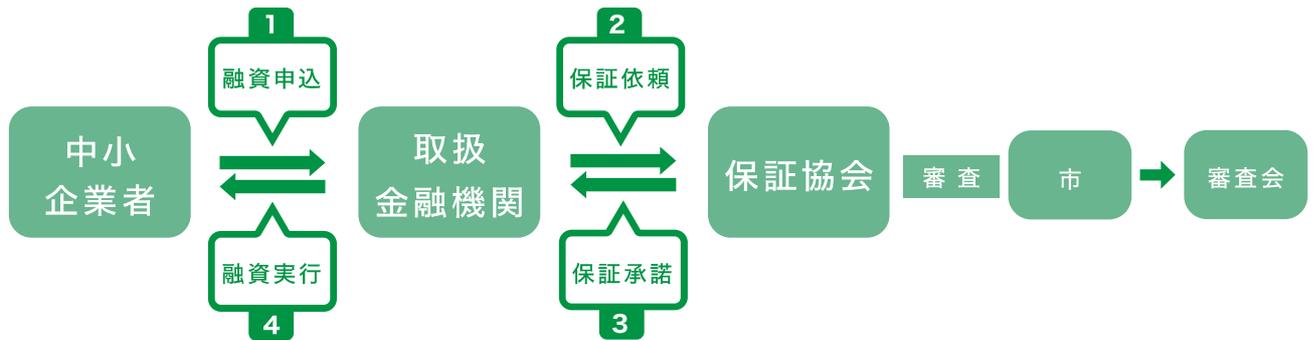
中小企業融資制度

事業資金の調達にお役立てください

市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上継続して事業を営んでいる個人・法人の中小企業者に対して、事業資金の融資制度を設けています。(ただし、創業支援資金は事業実績のない方や事業実績が6月未満の方が対象。街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません。)

また、融資を受ける際の信用保証料の一部または全部を市が補助します。

申込みから融資まで



審査会の対象となるのは、次の①～③の全てに該当する場合

- ①保証協会の保証実績がない
- ②担保の提供を行わない
- ③各資金ごとの融資限度額の1/2(創業支援資金は500万円、特別小口資金及び小規模企業支援資金は625万円)を超える融資の申込み

お問い合わせ

市産業支援課金融係

☎ 099-216-1324

環境性能の高いトラックに切り替えませんか

市では、大気汚染防止及び地球温暖化防止対策の一環として、天然ガストラック・ハイブリッドトラックの購入費用又はリース費用の一部を助成します。

- 補助対象** 市内の民間事業者(法人または個人事業者)
- 対象車種** 車両総重量2.5t超の天然ガストラック
車両総重量3.5t超のハイブリッドトラック
- 補助金額** 1台あたり10万円

- 予算には限りがあり、申請期間内でも受付を終了する場合があります。
- 受付場所は、鹿児島市役所みなと大通り別館4階再生可能エネルギー推進課です。(支所では受付できません。)
- 詳しくは市ホームページ(「各種補助の案内」で検索)をご確認ください。

お問い合わせ

市再生可能エネルギー推進課

☎ 099-216-1479 FAX 099-216-1292

ご存知ですか? 固定資産税の特例措置

平成30年度の税制改正により、以下の対象資産の固定資産税が軽減される場合があります。

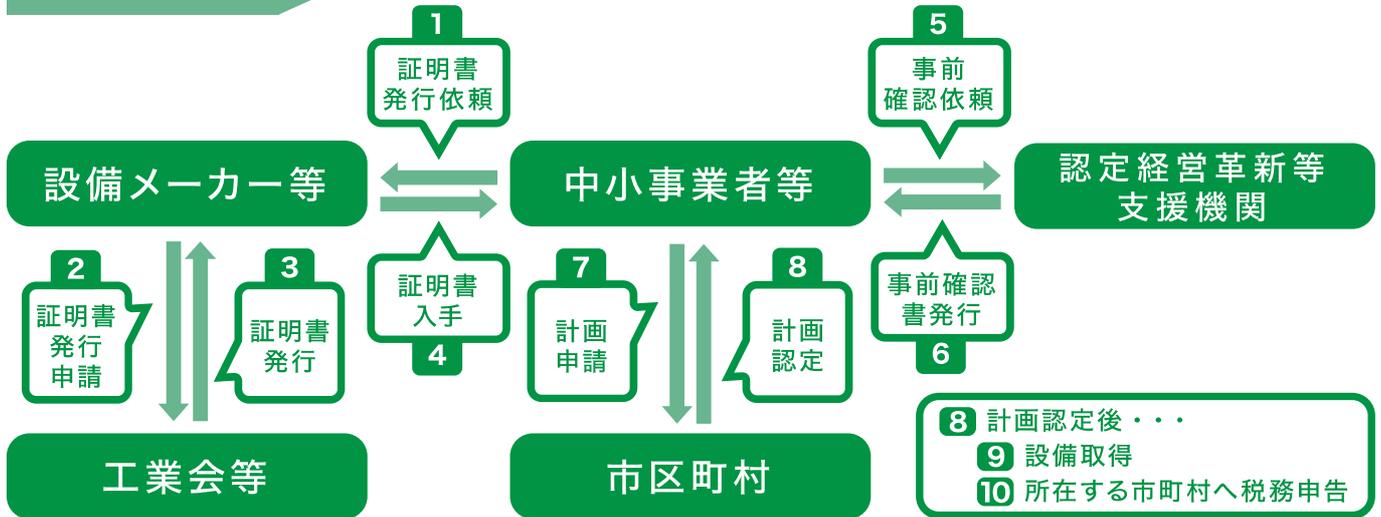
- 高度なバリアフリー化の改修工事を平成32年3月末までに行った劇場・音楽堂等
- 水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液の処理施設
- 再生可能エネルギー発電設備(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)

特例措置の手続きについて	市資産税課	☎ 099-216-1180
劇場・音楽堂等について	市文化振興課	☎ 099-216-1501
汚水又は廃液の処理施設について	市環境保全課	☎ 099-216-1297
再生可能エネルギーについて	市再生可能エネルギー推進課	☎ 099-216-1479

生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の申請について

生産性向上特別措置法に基づき、先端設備等導入計画を本市へ申請し、認定された中小企業者は、固定資産税の特例などの支援措置を受けることができます。計画の提出にあたっては、認定支援機関の確認書や工業会の証明書(税の支援を受ける場合)が必要となります。

制度のイメージ



対象業種等	申請・相談窓口	電話番号
制度全般に関するお問い合わせ	産業政策課	216-1318
鉱業、採石業等、建設業、製造業	産業支援課(ものづくり係)	216-1323
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	産業創出課(産業創出係)	216-1319
立地協定締結企業	産業創出課(企業立地係)	216-1314
農林漁業	農政総務課	216-1333
その他の業種	産業支援課(商業サービス業係)	216-1322

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

注)税の支援を受けるための要件は異なりますので、資産税課(216-1187)にお問い合わせください。

鹿児島市 先端設備等導入計画

検索

中小企業のBCP策定やBCM構築への支援

本市においては、平成27年8月に桜島の噴火警戒レベルが4に引き上げられ、桜島の一部の住民が避難したほか、平成29年7月には喜入沖で震度5強の地震が発生するなどの自然災害が発生し、防災への危機意識が高まっております。

東日本大震災の例でも明らかのように、中小企業者が大地震などの緊急事態に遭遇すると、事前に十分な備えを行っていないければ、事業の復旧が遅れて事業縮小や廃業に追い込まれる恐れがあります。

中小企業においては、災害などの緊急事態が発生したときに、損害を

最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画(BCP)を策定し、緊急事態に備える必要があります。また、災害に強い体制を築くため、BCPの運用、見直しまでのマネジメントシステム(BCM)を構築することも重要です。

鹿児島県では、公益財団法人かごしま産業支援センターと連携し、BCP、BCMに詳しい専門家を派遣する「専門家派遣事業」を実施しているほか、具体的なBCP策定を支援するセミナーを開催しています。詳しくは鹿児島県のホームページをご覧ください。

お問い合わせ 県経営金融課 **099-286-2944**

鹿児島県 BCP

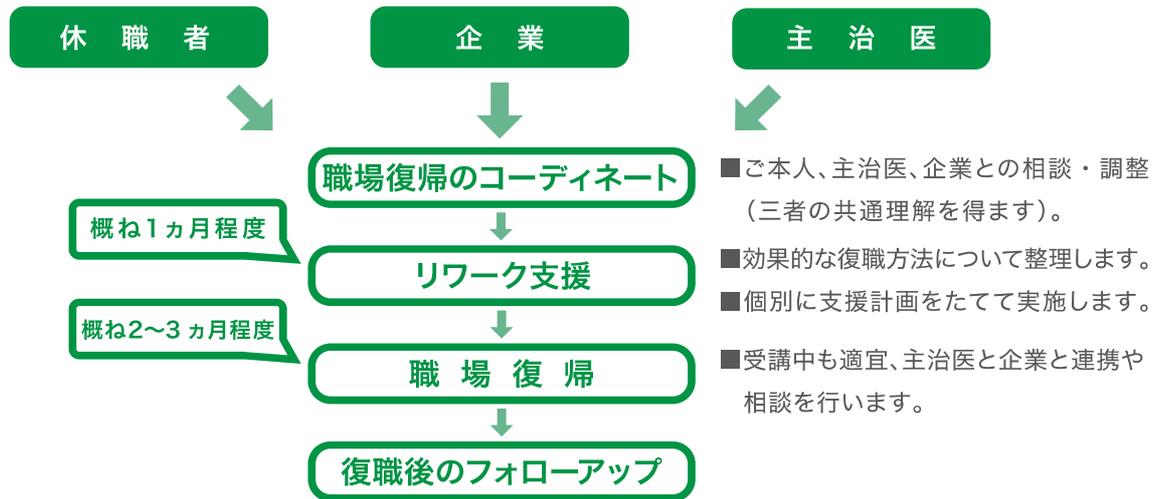
検索

「リワーク支援」をご存知ですか？

うつ病等で休職されている方の復職を支援します！

リワーク支援では、ご本人の復職に向けた準備を支援するとともに、受け入れる企業の方への支援を行っています。スムーズに職場復帰することを目指したウォーミングアップを提供します。企業のご担当者や主治医の先生とも相談しながら取り組みを進めていきます。

リワーク支援の流れ



プログラムの紹介

職業センターに通所し、規則正しい生活リズムを構築する

仕事をする体力、集中力の向上

ストレス対処講習～ストレス場面での対処法やストレスに対する自己管理を学ぶ

コミュニケーション講習～対人場面のストレスを軽減するために、コミュニケーションについて学ぶ

グループミーティング～メンバーが主体となって、価値観、キャリアなど様々なことを話し合う

振り返り作業～これまでの自分の働き方を振り返り、復職後、安定して働き続けるための再発防止策について考える

お問い合わせ

※相談や支援は無料です。なお、雇用保険適用事業所の社員が対象となっています。

鹿児島障害者職業センター

☎ 099-257-9240

FAX 099-257-9281

Mail kagoshima-ctr@jeed.or.jp

「健康づくりパートナー」募集！

鹿児島市では、従業員や家族等の健康づくりに取り組む事業所を「健康づくりパートナー」として登録し、事業所と力をあわせて、働く世代の健康づくりを推進する事業を始めました。従業員への事業者健診の受診勧奨・受診確認などの受診率向上に向けた取組や朝礼時の体操やメンタルヘルス対策の実施など、従業員や家族等の健康づくりに事業所であれば、個人事業主や組合でも登録できます！登録後は認定証やステッカーの交付、鹿児島市のホームページ掲載などの特典もございます。ぜひご登録ください！

お問い合わせ

市保健政策課

☎ 099-803-6861

FAX 099-803-7026

Mail kenkodukuri@city.kagoshima.lg.jp



～かごしま市しごと情報ナビのご案内～

しごと情報ナビ

労働局やハローワーク、県や関係機関などを含めた市内の仕事に関する情報について、仕事探しやスキルアップ、人材確保など、求職者や事業者の目的別に案内しています。ぜひご利用ください。

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
 「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**
 共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**
 掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から会社を守る制度です！

経営セーフティ共済

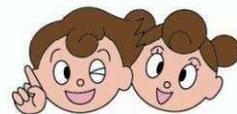
 中小機構

TEL:050-5541-7171（共済相談室）

人も、会社も、**もっと** 元気に！

中退共 小企業退職金共済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共

（独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL.03-6907-1234

FAX.03-5955-8211